

逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、性別に関わらず誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指すため、パートナー関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した2人の者の関係をいう。
- （2）宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）成年であること。
- （2）双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- （3）配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- （4）当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。）。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）
 - (2) 独身証明書その他これに類する書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 宣誓書の受領は市長が指定する場所において行うものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認める時は、パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により、証明書の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次に掲げる事項を理由とする場合、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、証明書の再交付を申請することができる。

- (1) 証明書を紛失したとき
- (2) 証明書をき損、又は汚損したとき
- (3) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。

この場合においては、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は掲示するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第4号様式)に第6条の規定により交付を受けた証明書を添えて市長に返還しなければならない。

(1) 当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 一方又は双方が本市域外に転出した場合(一時的な場合を除く。)

(3) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合で、「パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書」(様式第5号。以下「継続使用届出書」という。)を提出した時は、継続して本市が交付した証明書を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した証明書(継続使用の手続きがされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。

3 前項の規定により継続して証明書を使用している者が、第8条第1号から第3号に該当した場合は現在居住している自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

(事務の所管及び事前調整)

第10条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、市民協働課において行う。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者は、あらかじめ宣誓をする日時等について本市と調整するものとする。

(本市施策の推進に当たっての配慮)

第11条 本市は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、当事者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。